

大阪進出をご検討の事業者の方へ

賃料助成の ご案内

大阪市

本社機能立地促進助成金

大阪市では、《大阪市内に本社機能を有する事業所等を新たに設置する事業者》を対象に、建物賃借料の一部を助成しています。

助成対象経費

大阪市内に新たに
設置した拠点に係る

建物賃借料

助成対象経費の上限：5,000円/㎡

助成期間

事業開始の翌月から

24 か月間

助成割合

建物賃借料の

50 %

助成金額の上限：100万円/月

募集期間：令和8年7月17日（金）～令和8年9月30日（水）

助成対象事業

■大阪市内に新規立地する事業所等において実施される「本社機能」を含む事業（※）

※事務所（調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理部門）、
研究所（研究開発において重要な役割を担うもの）、研修所（人材育成において重要な役割を担うもの）

主な助成要件・注意事項

- 日本国内での会社の設立登記から交付申請の前日までの期間が5年を超えていること
- 交付申請を行った日時時点で、資本金等の額が1,000万円以上であること
- 過去5年の間、大阪市内に事務所、営業所、工場、店舗、倉庫等の事業活動に係る拠点を設けていないこと
- 国、地方公共団体その他機関からの新規立地に係る助成金、補助金の他の給付の交付を受けていないこと
- 助成対象事業を令和9年2月末までに開始すること
- 新規立地しようとする建物の賃貸借契約前に申請を行うこと（※）
- 助成対象事業の継続義務あり（事業開始後4年間）

※令和9年3月以降に助成対象事業の開始を予定しており、かつ、賃貸借契約を令和9年2末日までに締結する特別の事情がある場合は、
賃貸契約締結前に限り、「事業計画にかかる賃貸借契約予定概要の申出」を行うことができます

助成要件の詳細については、募集要項、助成金交付要綱をご確認ください



《担当窓口》大阪市 経済戦略局 立地推進部 立地推進担当

(Tel) 06-6615-6765 / (Mail) ga0024@city.osaka.lg.jp